情 審 第 3 6 号 平成27年 3 月23日

長野市長 加 藤 久 雄 様

長野市情報公開審査会 会 長 柳 澤 修 嗣

長野市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について(答申)

平成27年1月28日付け26維第 188号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

長野市長(以下「実施機関」という。)が平成26年11月11日付け26維第 131-2号で長野市行政情報非公開決定(以下、「本件処分」という。)した「平成26年度 国補 若槻大通り線舗装工事金入り設計書」(以下「本件金入り設計書」という。)について、非公開とした決定は妥当である。

2 異議申立てに至る経過

(1) 公開請求

異議申立人(以下「申立人」という。)は、長野市情報公開条例(平成13年長野市条例第30号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、実施機関に対し平成26年10月24日付け(市庁舎到着日:平成26年10月29日)で「国補 若槻大通り線舗装工事の金抜き設計書・特記仕様書・金入り設計書」の公開請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、対象行政情報のうち、金入り設計書に係る情報について、条例第7条第6号に該当する非公開情報であるとし、平成26年11月11日に本件処分を行い、申立人に通知した。

(3) 異議申立て

これに対して、申立人は、本件処分を不服として、平成26年12月1日付け(市庁舎 到着日:平成26年12月12日)で実施機関に対して異議申立て(以下、「本件申立て」と いう。)を行った。

(4) 諮問

実施機関は、平成27年1月28日付けで、条例第18条の規定に基づき、当審査会に対し て諮問した。

3 異議申立人の主張の要旨

「異議申立書」及び「実施機関の理由説明書に対する意見」から、申立人の主張は、 おおむね次のとおりである。

(1) 積算とは、構造物や現場状況に合わせて積み上げられる手法であり、全く同じ資材・ 工種・設計数量にて発注されることは少ないことから、類似した工事であっても必ず 個々の案件に合わせた積算が必要になるため、特定の工事案件の単価表及び金入り設 計書を公開することで全ての積算が行えるという理由は当てはまらない。

そもそも予定価格は事後公表となっており、公告・発注時点では、該当案件の予定 価格は分からないため、他の工事案件の積算結果を参考にしたとしても、それが適当 かどうかさえ判断が出来ない。

公開されることにより、市の入札に参加するすべての事業者が、市の考えを知り理解する機会にもなり、適切な価格で入札が行われることに繋がる。予定価格算出の根拠が公開されていない現状では、理解する機会すらない為、必要以上の価格で入札されていることが予想できる。

単価について、軽油の金額を例としても『建設物価』、『積算資料』でもほぼ毎月と言っていいほど、単価金額が変動している。工事の発注時期によっても、使用する単価金額が異なるため、同じ舗装工事であっても以前の工事をそのまま使用し予定価格を類推することは不可能である。また、実施機関の説明では、舗装工が主であり、類似した工事が多く発注されているとあるが、舗装工以外で類推することが出来ない工事であれば公開決定となるのか。

- (2) 長野県では、金入り設計書が公開されている。このことについて市に問い合わせたところ、長野県は予定価格が事前公表のためとの説明があったが、長野県も長野市と同じ事後公表であるため、市の判断に誤りがあるのではないか。また、長野県のほか、国土交通省では、契約終了後であれば単価表及び金入り設計書は全て公開されている。長野市も国土交通省や長野県などの現状行われている運営も参考にしてもらいたい。
- (3) 予定価格の算出根拠となる金入り設計書が公開されていないということは、個々の工事案件がどのような考えのもと算出されたかという市の考え方、つまりは市政について説明を果たしていない。
- (4) 単価表及び掲載単価は長野県より非公開期間が示されているとあるが、他市では全面公開で決定が行われている。長野県でも著作権に関わる部分は、一定期間非公開とされているが、単価表や掲載単価は公開のはずである。また、掲載単価が非公開であってもその金額を黒塗り等で隠す対応も可能である。単価表のすべてが非公開となる

ことはおかしい。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が「理由説明書」、「再理由説明書」及び意見陳述で行った主張は、おおむね 次のとおりである。

(1) 平成23年8月9日付けで閣議決定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」では、予定価格及びその積算内訳に掲げるものにあっては、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合又は各省各庁の長等の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り公表することとされている。地方公共団体においては、法令上の制約はないが、落札価格が高止まりになること、設計業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること等の弊害が生じることがないよう取り扱うものとされており、市では、「長野市入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱」により、予定価格の公表は入札後実施している。

本件金入り設計書を含む公共工事金入り設計書が公開されることとなれば、複数の工事の金入り設計書を組み合わせることにより、単価表に記載された単価があきらかとなり、事後の契約において予定価格が高精度で類推されるおそれがある。また、今回の情報公開請求の設計書が、舗装工事であるため舗装工と例示したが、他工種設計書でも同様に単価表が使用されていることから、予定価格が類推されるおそれがある。

- (2) 請求者は、情報公開請求時から金入り設計書を公開した長野県との違いについて請求とは別に説明を求めていた。長野県の公開理由は不明であり、本市の決定理由とは関連性がないため長野県に直接問い合わせていただくよう決定通知書とは別に通知した。決定通知書送付後の請求者からの問い合わせに対して、長野県の公開理由の推論として予定価格が事前公表であることが理由ではないかと説明したものであるが、長野県が予定価格の事前公表を行っていたのは平成15年度までであり、請求者が受けた長野県の公開決定理由の推論は結果的に誤ったものであった。しかし、本市の非公開決定は、長野県の予定価格が事前公表か事後公表かにより判断したものではなく、長野市建設技術委員会が定めた情報公開規準等に示されている「工事竣工後かつ積算基準書等の改訂後」の条件によりなされたものである。また、積算にあたっては、長野県建設部から配布された「平成26年度実施設計単価表」の単価を使用している。この「実施設計単価表」は、長野県からの通知により、記載されている単価すべてについて、非公開期間が定められている。今回の情報公開請求は、非公開期間内であるため、本市で公開することは出来ない。
- (3) 本件金入り設計書は、「工事竣工後かつ積算基準書等の改訂後」に公開が可能になるため、市民への説明責任は果たせると考える。
- (4) 非公開となる掲載単価を黒塗りで隠す方法もあるが、そうした場合、公開できる内

容は、今回申立人が情報公開請求を行い公開決定となった金抜き設計書の内容と同様になる。条例第8条ただし書きには、「当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときはこの限りでない。」とあり、部分公開を行っても申立人に有意な情報の公開にならないことから、非公開とした。

なお、申立人が挙げた他市の決定についても、本市が非公開理由としている契約事 務の支障に対するおそれを払拭するものではない。

5 審査会の判断理由

(1) 基本的な考え方

条例第1条には、「この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにすること等情報公開の総合的な推進に関し定めることにより、市民の市政参加を一層促進するとともに、市の諸活動を市民に説明する責務を果たし、市政運営における透明性の向上を図り、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。」とされている。条例において、実施機関が保有する行政情報は原則公開とされており、条例の目的を実現するため、条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、本件申立てについて判断するものである。

(2) 本件対象行政情報の内容

本件対象行政情報である「金入り設計書」は、実施機関が本件工事の入札に付して 発注する場合に、その工事目的物を完成させるために必要な価格の総額(予定価格算 出の根拠となる設計金額)を計算した根拠資料となるものである。

(3) 本件申立てに対する審議事項について

本件申立てにおける争点は、本件処分の対象行政情報が条例第7条第6号の非公開 情報に該当するかどうかであり、その点について調査審議する。

(4) 条例第7条第6号の該当性について

条例第7条第6号では、「市又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」が非公開情報とされており、具体的なおそれとして、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」などを例示している。

実施機関は、本件金入り設計書を含む公共工事金入り設計書が公開されることとなれば、複数の工事の金入り設計書を組み合わせることにより、単価表に記載の単価があきらかとなり、事後の契約において予定価格が高精度で類推されるおそれがあるとしている。また、積算にあたっては、長野県建設部から配布された『平成26年度 実

施設計単価表』の単価を使用しており、同単価表は、長野県より非公開期間が示されているため、当該期間が経過するまでは公開することは出来ないとしている。

そこで、金入り設計書を公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著 しい支障をきたし、ひいては本市の財政上の利益を不当に害することになるかという 点について、以下検討する。

ア 金入り設計書には、使用材料の設計単価、各工種の施行単価が明記され、これに 基づいた設計価格が記載されており、設計価格は入札における予定価格の根拠となっ ている。

昨今のIT化の進展に伴い、複数の工事案件の単価をパソコン上のシステム等に蓄積し、その情報を利用し積算を行うことも可能なことから、金入り設計書が公開された場合も、これらの累積した数値の利用により、以後に行われる同種の工事における設計価格等がかなりの精度で類推可能な状態になることが予測される。

申立人は、特定の工事案件の単価表及び金入り設計書を公開しても全ての積算が行えるという理由は当てはまらないとしているが、複数の金入り設計書を同様に入手することにより、各種単価が明らかになり、以後に行われる同種の工事における予定価格が高精度で類推されるおそれがあるとしている実施機関の説明は是認しうる。

また、以後に行われる類似の工事の入札にあたり、設計額等を推測しうる場合には、 予定価格又は最低制限価格に近い金額での応札及び落札が考えられ、入札者の見積り 努力を損なわせ、あるいは落札価格の高止まりや談合の誘発等不当な価格操作が行わ れる等の弊害が生じるおそれがあると考えられる。以上のように、自らの見積りによ らない価格が、健全な工事実施の妨げとなる可能性もあり、結果的に、本市の財政上 の利益を不当に害し、入札・契約事務の適正な遂行に著しい支障をきたす可能性があ る。

イ 申立人が主張する国・県の金入り設計書の公開状況について確認を行ったところ、 共に単価は公表されているが、金入り設計書の公開時期は、国は契約締結後、県は本 市と同様に竣工後であり、その主張とは一部異なっていた。

実施機関の説明では、本件公開請求に係る金入り設計書は、長野県が設定した単価・ 歩掛り等と共に実施機関が独自に設定した単価・歩掛り等が使用されており、これらの数値のうち、長野県が設定した単価については、県においては公表されているが、 市に提供された単価表の掲載単価については、県からの通知により非公開期間内の公 表を厳に禁止されているため、市の判断で公表できないとしている。

本審査会においても通知内容の確認を行った。通知が存在する以上、情報の所有者である県から禁止されている掲載単価を非公開期間内に公開することは、今後、県から単価表の配布が受けられず実施機関の事務又は事業の適正な遂行を困難にする可能性があり、それにより本市の財政上の利益を不当に害することにつながるだけでなく、県との信頼関係を著しく損なう事態を招くおそれがある。

よって本件公開請求に係る行政情報は、条例第7条第6号に規定する「当該事務又は 事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると認められる。 ウ 申立人は、本件金入り設計書を非公開とすることは、実施機関が説明責任を果たし ていないことになると主張しているのに対して、実施機関は、「工事竣工後かつ積算基 準書等の改訂後」に公開が可能になるため、市民への説明責任は果たせると主張して いる。

本市の入札案件に対する対応を確認したところ、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨に基づき「長野市入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱」等を定め、契約後に公表用積算内訳書を公開している。また、発注にあたっては、金抜き設計書、工事仕様書等の設計図書を応札者に公表している。

「長野市積算基準書(独自の歩掛、独自の単価)」と「金入り設計書」の公開については、過去の当審査会における答申において、「弊害が生じる可能性がないと認められるに至った時は、実施機関は当該積算基準書を公開すべきであり、その時期、方法等についてあらかじめ明らかにすることが望ましい」と付言されていることに基づき、長野市建設技術委員会において、弊害が生じるおそれがないと認められる場合及び時期として、金入り設計書は、工事竣工後かつ長野市積算基準書の改訂後に公開すること等を定め公開している。これらの対応により、実施機関は説明責任を果たしているものと認められる。

エ 申立人が、掲載単価が非公開であったとしても、その金額を黒塗り等で隠すことで 対応可能であると主張していることについては、実施機関の説明から、本件金入り設 計書において、非公開部分を黒塗りした場合の公開可能情報の内容が、申立人に対し て既に公開決定を行った金抜き設計書と同様の内容となることを確認した。この場合 は、条例第8条ただし書きを適用し、部分公開の必要性はないとする実施機関の説明 は是認しうる。

なお、その余の申立人の主張についても確認を行ったが、本決定に影響するもので はないと判断した。

(5) 結論

以上のことから、当審査会は、本件処分について、「1 審査会の結論」のとおり 判断するものである。

(6) 審査にかかわった委員

会長 柳澤 修嗣、委員 関 良徳、委員 小泉 真理、委員 田下 佳代、 委員 芝波田 利直

審査会における調査・審議の経過

年 月 日	内 容
平成27年1月28日 (審査会)	○実施機関から「諮問書」及び「理由説明書」を受領○実施機関による口頭理由説明○審議
平成27年1月29日	○申立人に「実施機関理由説明書」及び「反論書提出通知」を送付
平成27年2月13日	○申立人から「反論書」を受領及び実施機関へ「同反論書」を送付
平成27年2月24日	○実施機関から反論書に対する「再理由説明書」を受領
平成27年2月25日 (審査会)	○審議
平成27年3月23日 (審査会)	○審議